2025年度 電気基本料金6か月半額キャンペーン!に関する個別要綱

1 適 用

- (1) この個別要綱は、次のいずれにも該当する需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
 - イ 2025年11月4日から2026年4月30日までの間に、新たに低圧の需給契約(以下「需給契約」といいま す。)の申込みをしていただき、当社と需給契約を締結のうえ、電気の供給が開始されていること。ただ し、以下の場合は適用対象外といたします。
 - (イ) 他社から当社の需給契約へ切り替える場合
 - (ロ) 需給契約が廃止または解約された後,同一の需要場所にてお客さまが新たな需給契約を開始した場合
 - ロ 当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」,「おとくプラン」,「とくとくプラン」,「スマートライフプラン」,「スマート・エアーズ」,「昼とくプラン」,「for APプラン」,「カテエネプラン」または「カテエネプランforグリーンでんき」のいずれか(以下「対象個別要綱」といいます。)の適用を受けていること。
 - ハ 需給契約が対象個別要綱とあわせて他の個別要綱(以下「付帯個別要綱」といいます。)の適用を受けている場合は、付帯個別要綱が「セットメニュー要綱」、「CO2フリーメニュー個別要綱(低圧)」、「CO2フリーメニュー個別要綱(ぶるさと納税×Greenでんきby川越町)」、「CO2フリーメニュー個別要綱(ふるさと納税×Greenでんき「水力〕)」または「口座振替初回引落とし割引」のいずれかであること。
 - ニ 原則として、お客さまの需要場所が属する供給区域に応じて定める次の日まで需給契約の廃止または解約がされないこと。
 - (イ) 愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県 お客さまの供給開始日(以下「供給開始日」といいます。)が属する月の8か月後の月に行なう検針日
 - (ロ) その他の地域

供給開始日が属する月の8か月後の月の1日

(2) この個別要綱は、当社が別途定める基本契約要綱(低圧)、対象個別要綱および付帯個別要綱とあわせて適用いたします。

2 割引適用となる料金

この個別要綱による割引適用となる料金は、お客さまの需要場所が属する供給区域によって次のとおりといたします。

- (1) 愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県 お客さまの料金の割引は、供給開始日が属する月の2か月後の月に行なう検針日から、供給開始日が属する 月の8か月後の月に行なう検針日の前日までに使用される電気に適用いたします。
- (2) その他の地域

お客さまの料金の割引は、供給開始日が属する月の2か月後の月の1日から、供給開始日が属する月の8か月後の月の1日の前日までに使用される電気に適用いたします。

3 料 金

- (1) 対象個別要綱の基本料金は、対象個別要綱によって基本料金として定められた額(ただし、「for APプラン」におけるfor APプラン手数料を除きます。)の半額(当該額の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。以下「割引後基本料金」といいます。)といたします。
- (2) 対象個別要綱に最低月額料金の定めがある場合で、(1)の割引後基本料金にもとづき、対象個別要綱および付帯個別要綱によって算定された料金が、当該最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、最低月額料金を適用し、算定するものといたします。

4 契約の終了

- (1) この個別要綱の適用は、需給契約の契約期間にかかわらず、お客さまの需要場所が属する供給区域に応じて定める次の日に終了いたします。
 - イ 愛知県,岐阜県(一部を除きます。),三重県(一部を除きます。),静岡県(富士川以西),長野県 供給開始日が属する月の8か月後の月に行なう検針日
 - ロ その他の地域

供給開始日が属する月の8か月後の月の1日

- (2) 次の場合には、当社は、(1)に定める日を待たずにこの個別要綱の適用を終了いたします。
 - イ 需給契約が廃止または解約された場合
 - ロ 需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合
 - ハ 1 (適用)(1)に定める適用条件に反した場合

5 そ の 他

- (1) お客さまが、需給契約を廃止する場合および需給契約の契約種別の変更を希望される場合は、そのつどお客さまから当社に申し出ていただきます。
- (2) この個別要綱に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

附 則(実施期日)

この個別要綱は、2025年11月4日から実施いたします。